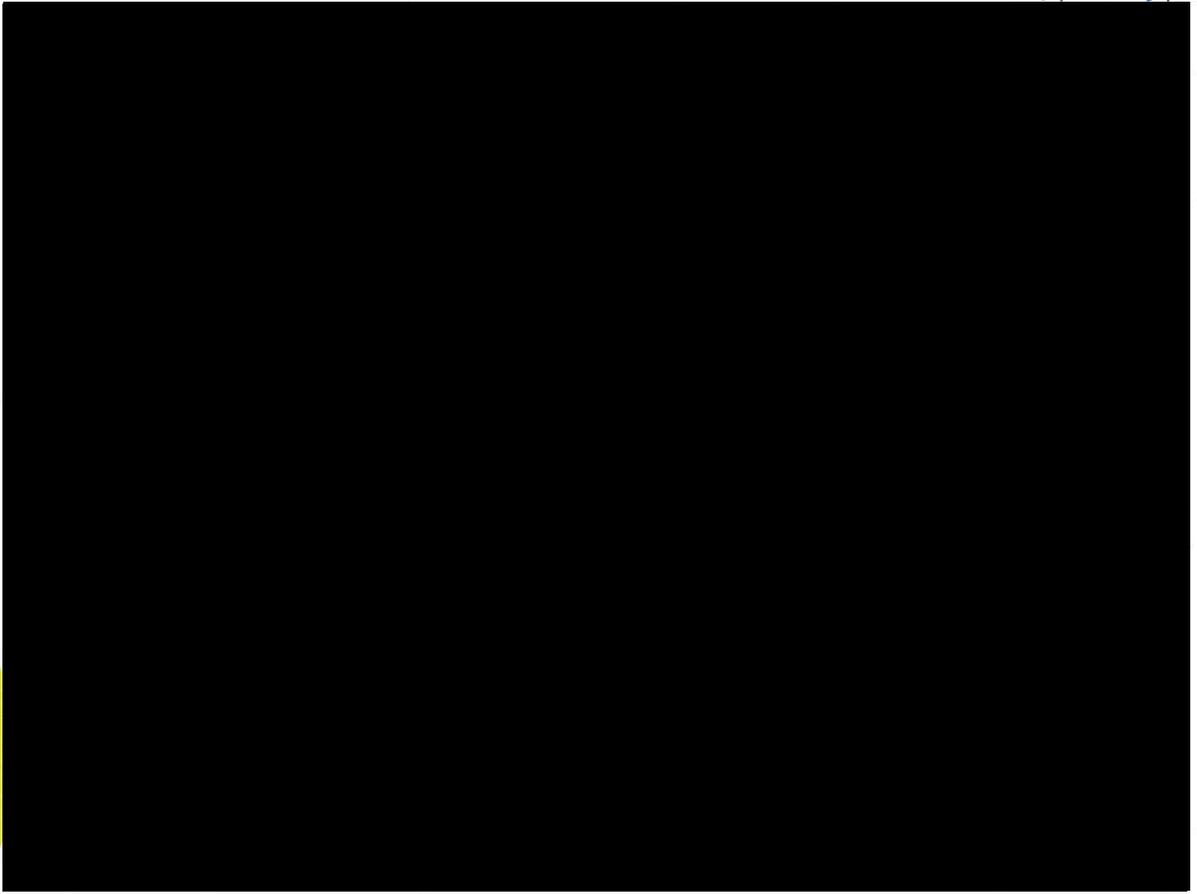


共同体に帰属する財産のうち、基金を除く、自治法238条1項各号に列挙するものである。



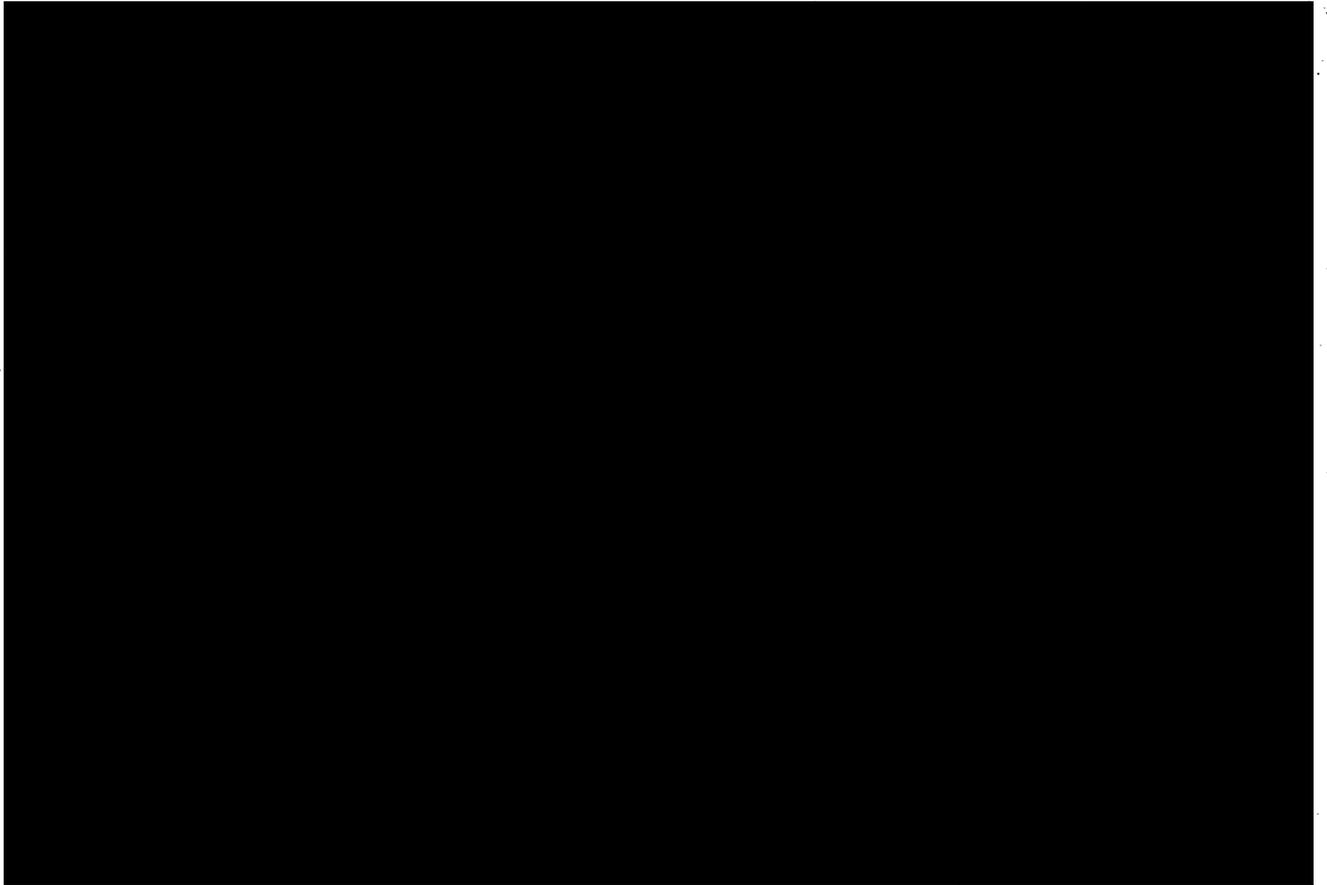
〈1〉「財産の」の意義

「財産」とは、公有財産、物品、債権及び基金をいう（自治法237I。なお同

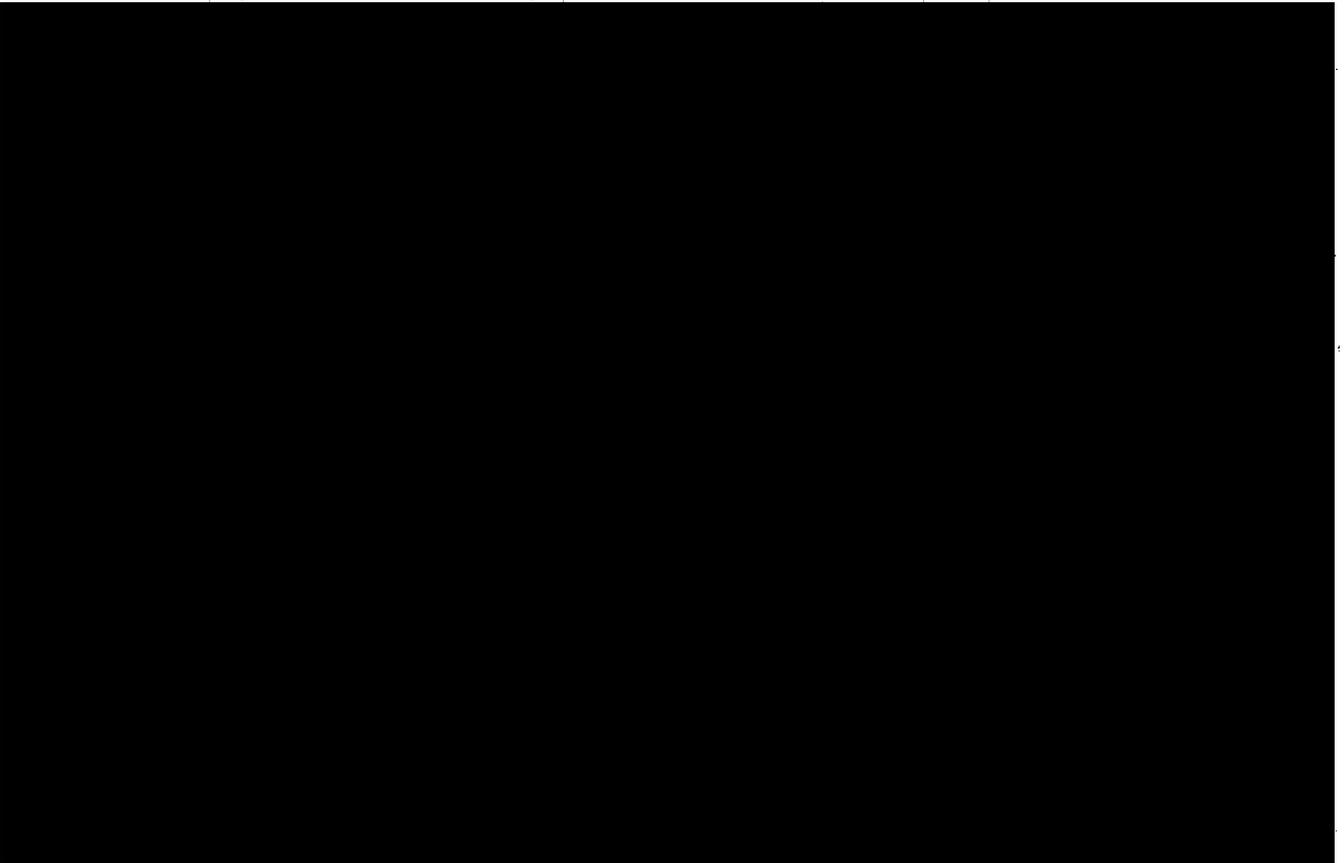
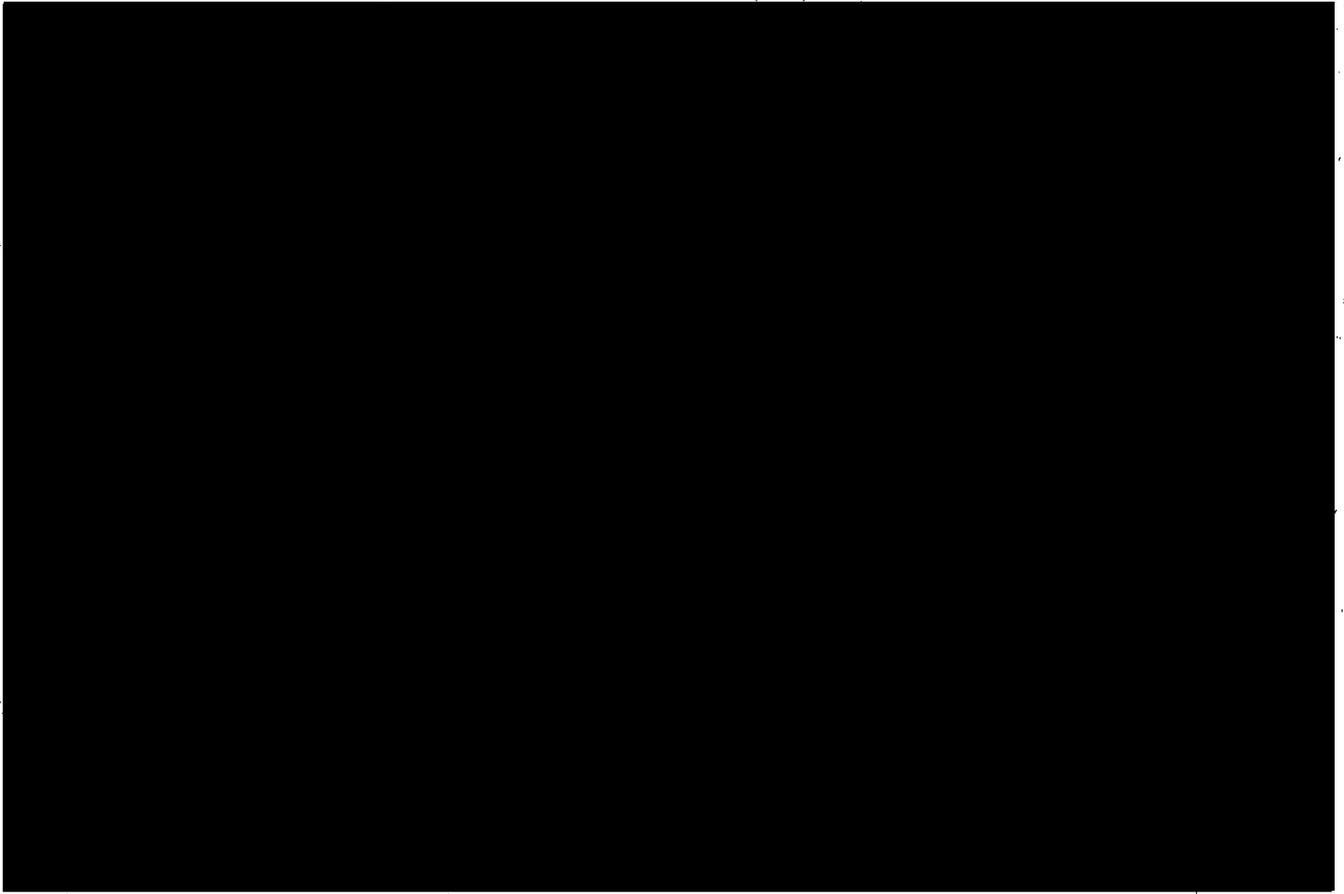
法238・239～241参照）。

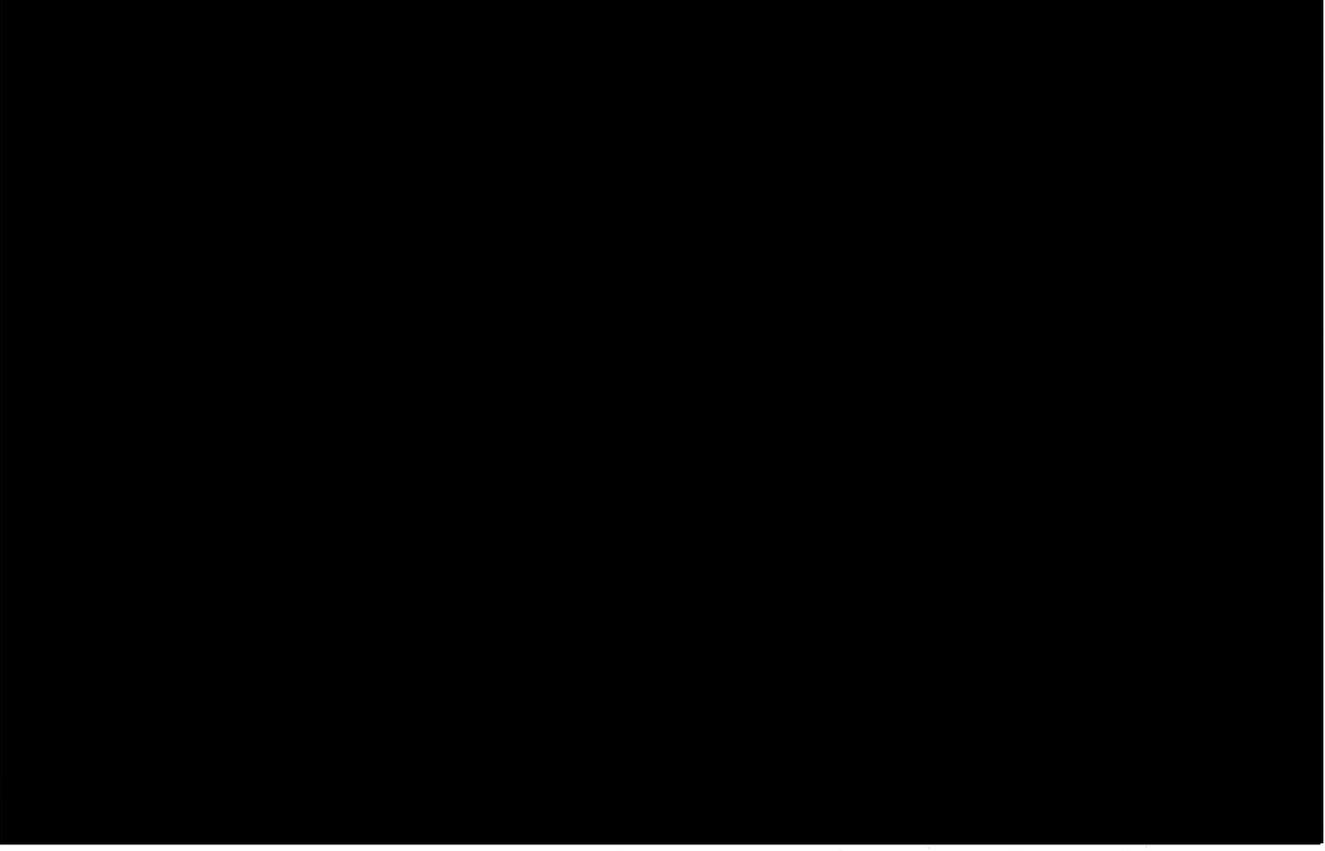
自治法242条1項に定める「財産の取得・管理若しくは処分」及び「財産の管理を怠る事実」にいう「財産」とは、上記条項に定める「財産」と同義に解されている。

換言すれば、財産の取得・管理若しくは処分を対象として1号・2号又は4号の各請求を提起し、又は財産の管理を怠る事実について3号又は4号請求を適法に提起するためには、そこにいう財産が前述の「財産」のいずれかに該当するものであることを要するのである。公有財産というのは、地方公









10 「財産」の管理を怠る事実

＜1＞ 意義

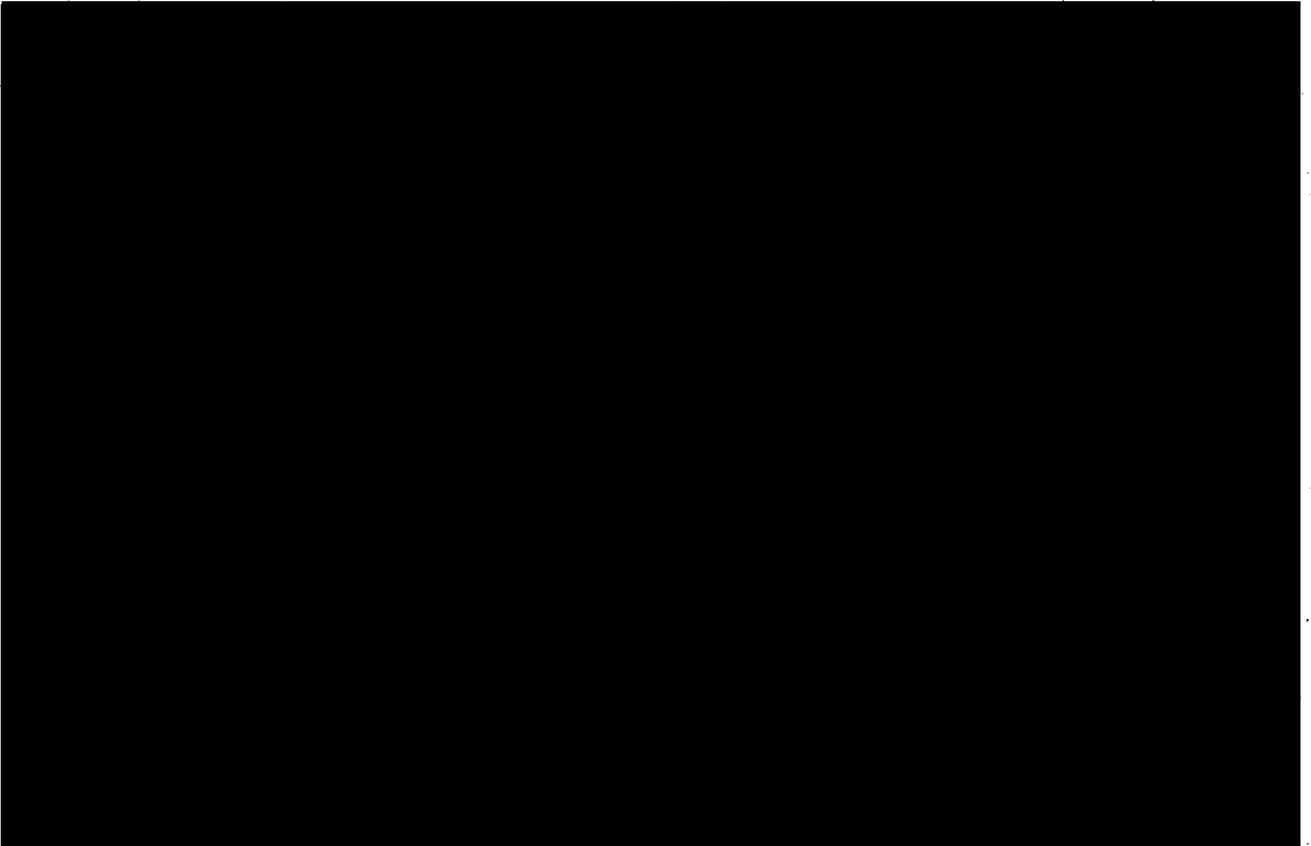
財産の管理を怠る事実とは、当該地方公共団体の有する「財産」（自治法237条1項に定める公有財産、物品、債権又は基金）の管理についての執行機関又は職員の懈怠をいう。

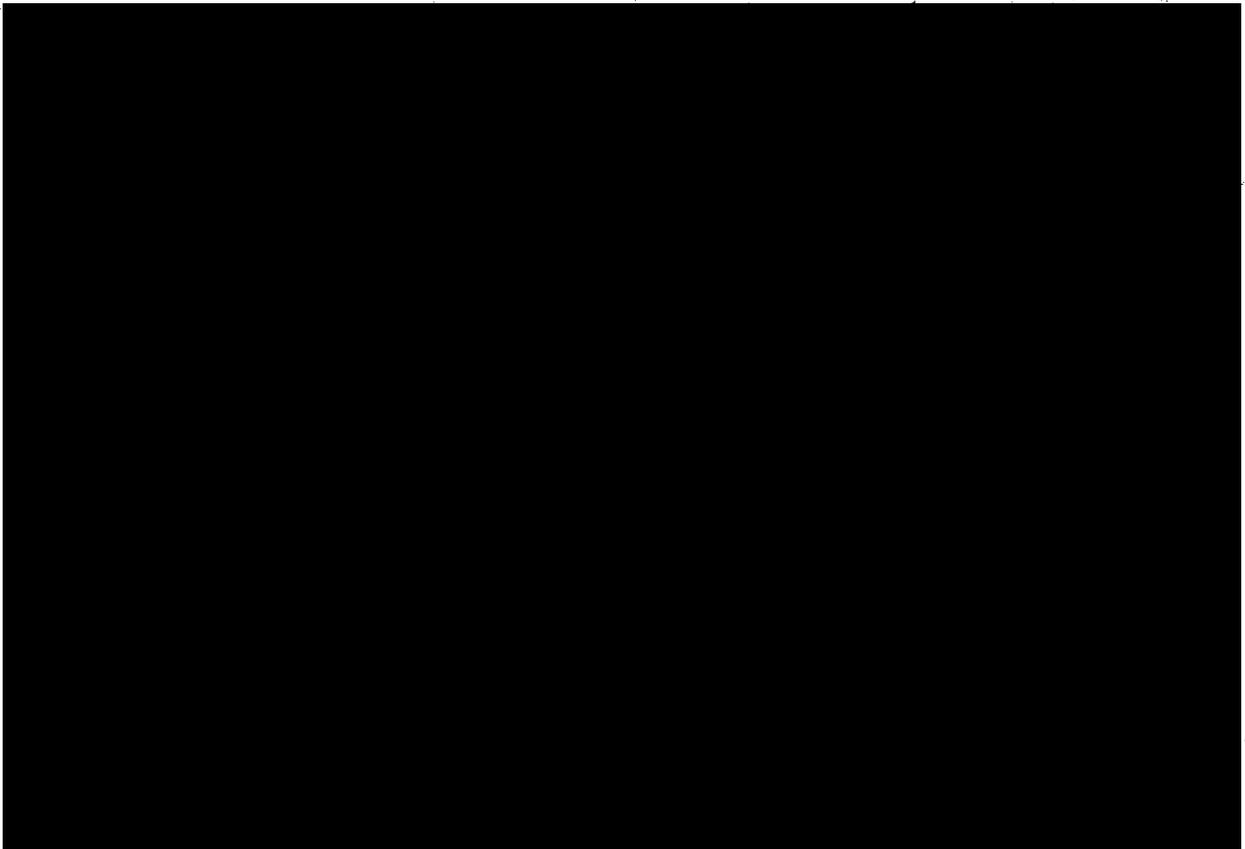
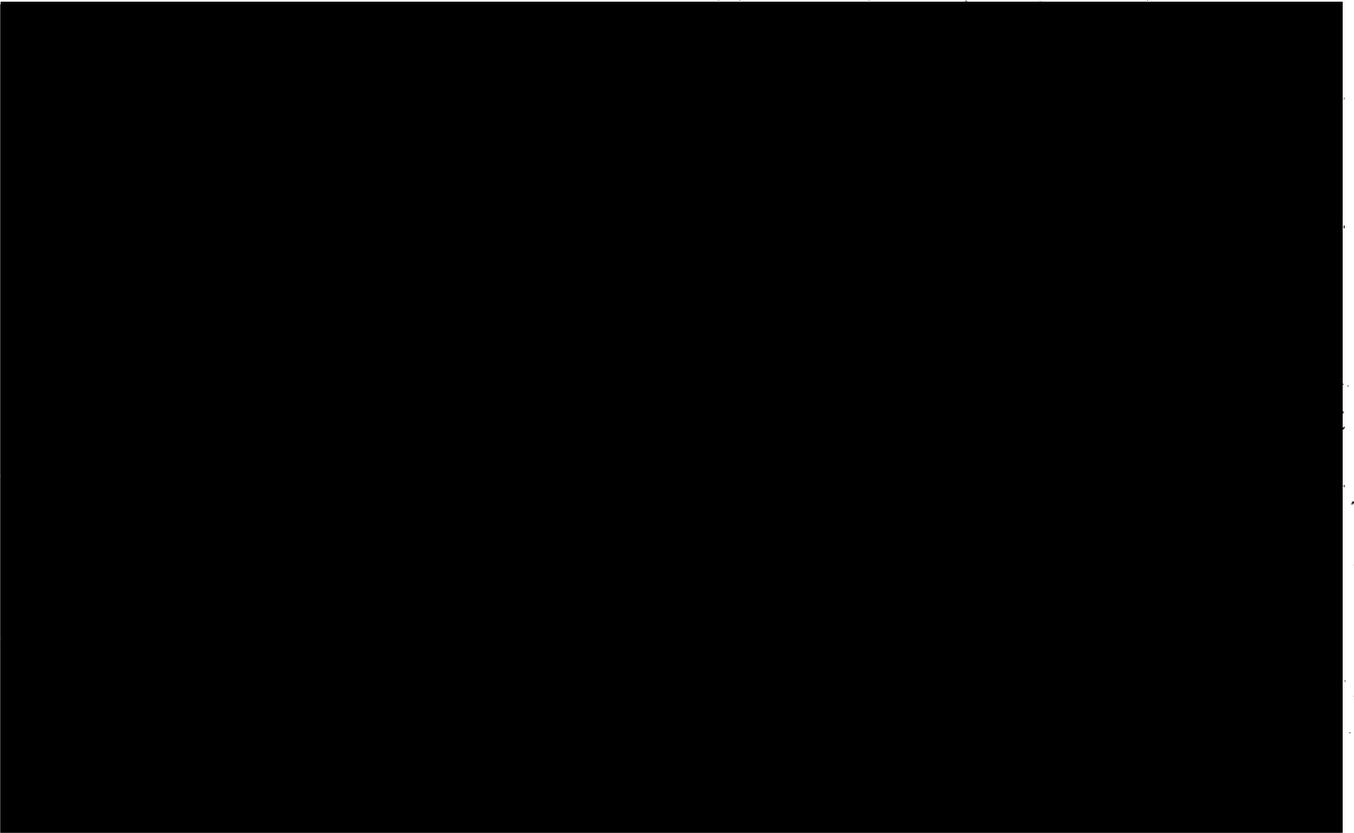


＜2＞ 「財産」の範囲

「財産の管理を怠る事実」における「財産」とは、前述のとおり、公有財産、物品、債権及び基金をいう（自治法237 I）。







【最新 地方自治法講座④】
住民訴訟

平成14年12月10日 初版発行
平成15年4月1日 三版発行

編 集 園 部 逸 夫

発 行 所 株式会社 ぎょうせい

本 社 東京都中央区銀座7の4の12
(郵便番号 104-0061)
本 部 東京都杉並区荻窪4の30の16
(郵便番号 167-8688)
電 話 総機 03(5349)6616
営業 03(5349)6666
URL <http://www.gyosei.co.jp>

〈検印省略〉

印刷 ぎょうせいデジタル(株)

*乱丁本・落丁本はおとりかえしします。

ISBN4-324-06533-0

(3100462-01-004)

〔略号：自治講座(最新)④〕

© 2002 Printed in Japan

「当該職員」に対する住民訴訟の類型に当たると、②前渡職員に処理をゆだねた長も依然として「当該職員」に当たり、損害賠償責任を負うのかが問題とされてきた。この点、最二小判平成18・12・1民集60巻10号3847頁・判時1960号10頁・判タ1233号129頁は、①資金前渡を受けた職員のある普通地方公共団体に債務を負担させる行為および債権者に対する支払いは住民訴訟の対象となる「公金の支出」に当たり、同職員は4号請求訴訟の「当該職員」に該当する、②長は資金前渡をした場合であっても資金前渡を受けた職員とした当該普通地方公共団体に債務を負担させる行為の適否が問題とされている住民訴訟において4号という「当該職員」に該当し、同職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意または過失により同職員が上記違法行為をすることを阻止しなかつたときに限り当該地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うとした。

資金前渡に関する裁判例として、仙台高裁秋田支判平成28・9・15判タ1433号60頁（交際費の性質を有する市長の懇親会出席に際しての寸志5000円を、食糧費として資金前渡を受けた前渡金から支出したことは単なる内部手続違反にとどまらない違法な公金の支出に当たり、市長および資金前渡職員はこれにより生じた損害について賠償責任を負うとされた）がある。

(3) 概算払

概算払とは、その支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することである（法232条の5第2項、施行令162条）。地方公共団体の経費の支出は債務が確定し、支払期限が到来した場合に債権者に対してされるのが原則であるが、経費の性質上概算をもって支払いをしなければならぬ事務の取扱いに支障を及ぼすような場合には概算払により支出することができる。概算払は支出金額を確定する精算手続の完了を待たなくても公金の支出に当たると（最三小判平成7・2・21判時1524号31頁・判タ874号120頁）。

(4) 一般会計から特別会計への支出

地方公共団体の会計には一般会計と特別会計があり（法209条1項）、特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる（同条2項）。

一般会計から特別会計への支出は内部的振替の手続にすぎないことを理由として「公金の支出」に当たらないとする裁判例（津地判平成12・1・27判タ1031号79頁）と、違法な会計間の繰入行為はそれ自体税金の減少を来し、住民全体の利益を害するものであることなどを理由として「公金の支出」に当たるとする裁判例（秋田地判平成9・3・21判時1667号23頁・判タ990号172頁、秋田地判平成9・3・31判例地方自治175号78頁、名古屋高判平成12・7・13判タ1088号146頁、名古屋地判平成13・3・2判タ1072号74頁、名古屋高判平成14・2・28裁判所HP、津地判平成15・10・30裁判所HP、岡山地判平成16・3・16判例地方自治257号94頁）とがある。

Q33

財務会計上の行為～財産の管理、取得もしくは処分

「財産の管理、取得若しくは処分」とはどのような行為を言うのですか？

A

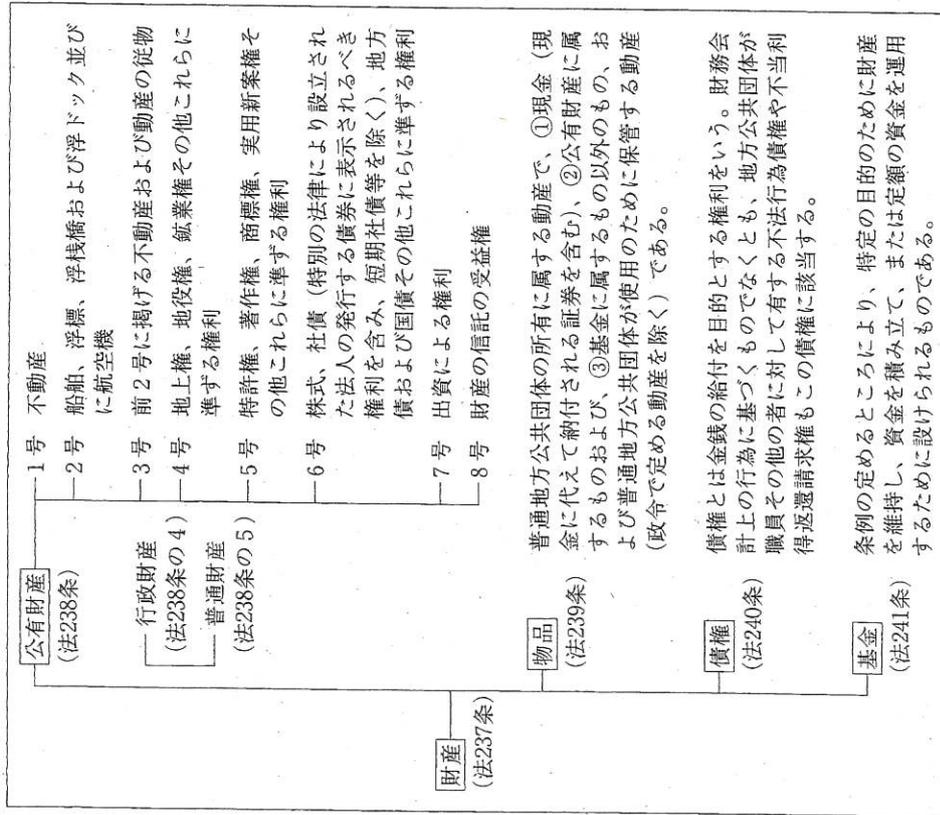
財産とは、法237条で規定されている「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」のことを言い、これらを「管理」、「取得」、「処分」することです。以下で詳細に説明しましょう。

解説

1 「財産」とは何か

財産を整理すると下図のようになる。

(図2) 財産の構成



法242条1項に規定されている「財産の取得、管理若しくは処分」にいう

「財産」とは、法237条の「財産」と同義に解されている。そして、法237条では「財産」とは「公有財産」、「物品」および「債権」並びに「基金」をいうとされている。

なお、「現金」は「財産」には含まれないとされている（金沢地判昭和43・5・17訟月14巻6号680頁）。

(1) 「公有財産」

公有財産は、法238条1項で規定されており、「不動産」(1号)、「船舶、浮橋、浮橋及び浮ドック並びに航空機」(2号)、「前2号に掲げる不動産及び動産の従物」(3号)、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」(4号)、「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利」(5号)、「株式、社債 (特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含む、短期社債等を除く)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利」(6号)、「出資による権利」(7号)、「財産の信託の受益権」(8号)がある。

「公有財産」については、「行政財産」(これには、公用財産 (庁舎、議事堂)のように地方公共団体が直接使用することを本来の目的とするもの)と公共用財産 (道路、病院、学校、公園のように住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とするもの)がある。法238条4項と「普通財産」に分類される(法238条3項)。「行政財産」と「普通財産」の分類は重要である。「行政財産」である場合には原則として貸付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的、もしくは信託、または私権の設定をすることができず(法238条の4第1項)、使用許可についてもその用途または目的を妨げない限度という制限が課されているからである(同条7項)。「行政財産」と「普通財産」についてはQ83〔普通財産の貸付〕も参照されたい。

以下、238条1項各号に関する裁判例を紹介する。

① 1号「不動産」

地方公共団体の所有に属する不動産の処分は、当該不動産が地方公共団体の住民の負担に係る公租公課等によって形成されたものであると否とを問わず、「財産の処分」となり、また、同不動産について売買契約を締結する行為は「契約の締結」に当たるとする(最一小判平成10・11・12民集52巻8号1705頁・判時1658号106頁・判タ989号84頁)。

② 4号「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」

使用貸借権が同号の「その他これらに準ずる権利」に該当するか否かにつき、最一小判平成2・10・25判時1367号9頁・判タ743号102頁は、使用貸借による権利は「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる

権利」に当たらないとしている。なお、東京高判平成15・6・16判時1856号89頁・判タ1168号162頁は、市が東京都知事から使用許可を受けたことに基づき有する都営住宅の建物の使用権は、公法上の権利ないし地位であって、法律上確立した用益物権ないし用益物権的性格を有する権利ではないので、「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」に当たらないとした（原審・東京地判平成14・12・20判タ1168号170頁も同旨）。

賃借権についてはいまだ争いがあり、上記最一小判平成2・10・25の原審である東京高判平成2・4・25行裁例集41巻4号882頁は「その他これらに準ずる権利」に該当しないとしているが、広島高裁岡山支判平成18・6・22裁判所HPは、県が公園用地として賃借している土地の賃借権につき、同賃借権は、建物所有目的、期間50年間の定期借地権であり、物権に準じた経済的価値を有し、現実に公有財産として管理する必要があるため、あえて地上権等と区別して取り扱うべき現実的根拠に乏しいから「地上権」等に準じるとしている。

③ 5号「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利」

同号に関する裁判例として、金沢地判平成3・3・22判時1429号46頁・判タ764号94頁（県有著作物たる海洋調査結果の使用承諾は著作権法63条所定の著作権者のした著作物の使用承諾にとどまり、公権力の行使としての行政処分たる性質を有しない）がある。

④ 7号「出資による権利」

同号に関する裁判例として、山形地判昭和62・9・21判時1267号32頁・判タ661号162頁（「出資による権利」は出資したことによって取得する権利（社員権、持分権）をいい出資契約上の履行請求権は含まれない）がある。なお、Q7〔住民監査請求の対象となる地方公共団体〕の「3 地方公社、第3セクター」も参照。

(2) 「物品」

物品とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金（現金に代えて納付される証券を含む）、公有財産に属するものおよび基金に属するもの以外

のものおよび普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く）である（法239条1項）。物品に関する裁判例として東京地判平成10・5・28判時1647号90頁・判タ983号224頁（タクシー券の使用が違法であるとされた）がある。

(3) 「債権」

債権とは、金銭の給付を目的とする権利をいう（法240条1項）。財務会計上の行為に基づくものでなくとも、地方公共団体が職員や第三者に対して有している不法行為債権や不当利得返還請求権もこの債権に該当する。

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない（最一小判平成16・4・23民集58巻4号892頁・判時1857号47頁・判タ1150号112頁）。この点については、Q37〔財務会計上の行為～財産の管理を怠る事実〕で説明しているので参照されたい。

債権に該当するか否かに関する裁判例として、大阪地判昭和63・3・2判時676号82頁（保費または保護施設事務費の返還を請求できる法令上の根拠はない）、仙台地判平成17・6・30裁判所HPおよび同控訴審・仙台高判平成17・11・30裁判所HP（生活保護の被保護者等に生活保護法78条に基づく費用徴取をする請求権は法が特別に定めた公法上の請求権であり、法242条の2第1項4号の請求の対象に含まれると解することはできない）などがある。

(4) 「基金」

基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものである（法241条1項）。基金は、条例で定める特定の目的にに応じ、および確実かつ効率的に運用しなければならぬ（法241条2項）。また、基金に属する現金の管理は、歳計現金の例によるものとされている（同条7項）ところ、歳計現金についても指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他のものもつと確実かつ有利な方法によって保管しなければならぬ（法235条の4、施行令168条の6）。このことからすると、当該職員において同規定の趣旨に反し、より確実かつ効率的もしくは有利な方法で管理・運用・保管ができるのに、

合理的な根拠なくして不確実・非効率的もしくは不利益な管理・運用・保管方法をとつたような場合には、そのような基金に属する現金の管理・運用・保管行為が違法な財務会計行為とされる余地がある（高松高判平成12・3・6判タ1056号193頁参照）。

基金に関する裁判例として徳島地判平成11・9・3金商1089号12頁（県はその設置する基金に属する現金を銀行に預託していたが、他の金融機関により高利率で預託できるにもかかわらず、銀行に低利率で預託したのは違法な財産の管理行為であると訴えた事案で、預託行為における現金の預け入れは、定期預金として預け入れられるという方法で保管されたものであり、元本額が保証されているから、当該行為の直接かつ固有の効果として県に財産的損害を与え客観的可能性を有せず、住民訴訟の対象であるということはできないとした）、同控訴審・高松高判平成12・3・6判タ1056号193頁（元本額が保証されているとはいえ、地方公共団体は正当な管理・運用・保管行為がされたならば当然得られたであろう運用上の利益を喪失する損害を被ることがあることは否定できず、元本額が保証されていることのみをもって、預託行為がその直接かつ固有の効果として県に財産的損害を与える客観的可能性を有しないということはできないとして、原判決を取り消して差し戻した）がある。

2 財産の「取得、管理若しくは処分」

(1) 財産の「取得」

財産の「取得」とは、行政処分あるいは契約等により地方公共団体に財産取得の効果を発生させることを目的とする執行機関または職員の実行為である。土地の購入は財産の取得に当たるとともに支出負担行為、契約の締結にも該当する。

名古屋地判昭和56・11・30判時1049号29頁・判タ462号140頁は、預託金方式のゴルフ会員権取得は、形式上からすれば、法149条6号所定の財産の取得に該当するが、実質上からすれば、ゴルフ場開発業者に対する資金援助（別言すれば一定期間無利息の約定でなした融資）の性質を有していることは否定できないから、法232条の2を準用し、公益上の必要性の具備の有無を判断することを要すると解するのが相当であるとし、本件では公益上の必要に

基づくものではないとはいえないとした。これに対し、控訴審・名古屋高判昭和58・3・30判タ502号153頁は、ゴルフ会員権取得は法149条6号の財産権の取得に当たり違法とはいえないとしたが、預託金方式のゴルフ場倒産が相次いでいる以降の状況に鑑みると、高裁判決は到底是認できない。

土地区画整理事業における換地処分の取得は「財産の取得」には該当しないとされている（最三小判昭和51・3・30判時813号24頁）。これに対し、東京地判平成15・3・26判時1836号62頁は、都市再開発法110条1頁に定める全員同意型の第1種市街地再開発事業において、特別区が、市街地再開発組合との間で、保留床を取得する一方、参加組合員負担金を支払う旨の「参加組合員協定」を締結する行為は、法96条8号所定の「財産の取得」またはこれに準ずるものであるとしている。

(2) 財産の「処分」

財産の「処分」とは、貸付、交換、売払い、譲与、出資の目的、もしくは信託、または私権の設定をすることなどという（法238条の4および238条の5参照）。これらは、契約による場合には契約の締結にも該当し、また、支出負担行為に該当することもある。

財産の「取得」の項で述べたように、土地区画整理事業における換地処分による保留地の取得は「財産の取得」には該当しないとされているが（最三小判昭和51・3・30判時813号24頁）、換地処分により取得した保留地は地方公共団体の「財産」であって、当該保留地の処分は、「財産の処分」および「契約の締結」に当たる（最一小判平成10・11・12民集52巻8号1705頁・判時1658号106頁・判タ989号84頁）。

名古屋高判平成2・1・30判時1364号27頁・判タ737号115頁は、売買契約の解除において、町が売主に契約時から解除時までの返還代金の金利を免除した点は地方自治法237条2項等の趣旨に照らし違法であるとした。

(3) 財産の「管理」

財産の「管理」の定義は明確ではないが、当該財産の財産的価値そのものの維持、保全または実現を直接の目的とする運用を指すものと解されている（宇都宮地判平成9・5・28判時1646号60頁・判タ982号155頁）。

裁判例として、宇都宮地判平成9・5・28判時1646号60頁・判タ982号155

頁（管理者が実体的管理に付帯してこれを帳簿に記録することは実体的な管理を十全にするものであるから財産の管理に含まれるというべきであるが、決算に添付する財産に関する調書の作成行為（法233条1項）は財産の管理に当たらない）、神戸地判平成13・10・24判例地方自治228号47頁（原告らが主張する各事業に係る赤字隠し、架空の利益計上といった粉飾決算は、当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全または実現を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に該当しない）などがある。

管理には事実行為も含まれると解されている。裁判例として、浦和地判昭和52・1・28判時843号29頁および同控訴審・東京高判昭和52・11・16判時876号79頁・判タ365号267頁（住民訴訟を本案とする仮処分により小学校校舎の取壊しの差止めを命じた）、大津地決平成14・12・19判タ1153号133頁（小学校校舎の解体の差止めが仮処分により認められた）、東京地判平成16・3・25判時1881号52頁（都営住宅として使用されていたアパートを解体撤去したことは、同アパートの文化的価値について十分な専門的判断を経ずにおらず、同アパートの文化的価値という本来考慮すべき要素を全く考慮せずにされたものであるから、裁量権の逸脱濫用がある疑いを払拭できないが、東京都に財産的損害が生じていないとして損害賠償請求を棄却した）、大阪高判平成17・12・21判例地方自治280号67頁（町長の指示によってされた小学校校舎解体のための総ガラス等の損壊行為が教育委員会の用途廃止前にされた違法な財務会計行為であるとして、町長に対し損害賠償請求を求めらる住民らの請求が認められた）がある。

Q34 財務会計上の行為～契約の締結もしくは履行

「契約の締結若しくは履行」を説明してください。

A 売買、贈与、交換、消費貸借、請負、委任、委託、質貸借、使用貸借などの契約を締結し、履行することです。

解説

「契約の締結、履行」とは、地方公共団体を一方の当事者として、売買、贈与、交換、消費貸借、請負、委任、委託、質貸借、使用貸借などの契約を締結し、履行することである。契約締結は支出負担行為にも該当する。契約方法については、Q76〔競争入札・随意契約〕にて説明しているの参照されたい。

「契約の締結」とは財務的処理を直接の目的とする契約に限られ、非財務的な行政上の事務処理の一環として行われる契約は、たとえそれが結果的に地方公共団体の財産上の損害をもたらすものであっても、これが含まれないとされている（水戸地判平成元・3・14判時1344号126頁・判タ711号211頁は、村と防衛施設局長等とがした民有地に陸上自衛隊施設学校の訓練場の建設などを内容とする協定は、村が訓練場周辺の環境保全と住民の安全確認とを図るためにした一般行政上の目的に基づき公法上の契約であり、住民訴訟の対象となる財務上の契約に当たらないとして却下した）。

「契約の履行」に関しては、契約の締結が法令に違反した場合であっても当然に無効となるわけではない（最三小判昭和62・5・19民集41巻4号687頁・判時1240号62頁・判タ641号96頁、最二小判平成15・11・14判例地方自治254号41頁、仙台高判平成19・4・20（平成18年（行コ）第19号）裁判所HP）。したがって、当該契約が仮に違法であるとしても、それが私法上当然無効とはいえない場合には、普通地方公共団体は契約の相手方に対して当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負うのであるから、同債務の履行として行われる行為の差止請求は棄却されることになる。

Q35 財務会計上の行為～債務その他の義務の負担

「債務その他の義務の負担」を説明してください。

- 62
横浜地判平25・9・13判例秘書/262
東京地判平25・10・15判例地方自治377号
45頁/90
東京地判平25・10・16判時2218号10頁、判
タ1419号250頁/271
福岡地判平25・11・26裁判所HP/428
大阪地判平25・12・16金簡1451号52頁/
262
京都地判平25・12・19裁判所HP/227、
404
大阪地判平26・1・24裁判所HP/271
名古屋地判平26・2・13裁判所HP/332
大阪地判平26・2・21裁判所HP/455
神戸地判平26・7・11判例秘書/
262
札幌地判平26・7・11裁判所HP/316、
319
名古屋地判平26・7・24裁判所HP/449、
466
大阪地判平26・8・20裁判所HP/449
大阪地判平26・9・3裁判所HP/167、
453
仙台地判平26・11・27裁判所HP/319
高知地判平27・3・10判時2322号49頁/39
福岡地判平27・3・24裁判所HP/354
札幌地判平27・5・26判時2312号43頁/
316
東京地判平27・7・23判時2315号37頁/39
大阪地判平27・9・3裁判所HP/261
大阪地判平27・9・10裁判所HP/452
名古屋地判平27・9・17裁判所HP/269
大阪地判平27・10・15裁判所HP/273
東京地判平28・1・26裁判所HP/450
広島地判平28・2・23裁判所HP/456
東京地判平28・3・11判時2310号43頁/
224、316、320、324
大阪地判平28・4・27裁判所HP/456
大阪地判平28・6・8裁判所HP/273
大阪地判平28・9・8裁判所HP/390
- 大阪地判平28・12・2裁判所HP/153、
226、285
大分地判平28・12・22裁判所HP/429
札幌地判平29・3・16裁判所HP/319、
324、325
大阪地判平29・5・19判時2364号19頁/
334
さいたま地判平29・5・24裁判所HP/
308
名古屋地判平29・6・29裁判所HP/261
大阪地判平29・7・6裁判所HP/421
さいたま地判平29・8・30裁判所HP/
317、325
神戸地判平29・10・24裁判所HP/402
仙台地判平29・11・2判時2367号9頁/
319
大阪地判平29・12・7判タ1448号128頁/
64、456
札幌地判平29・12・8裁判所HP/319
名古屋地判平30・2・8判時2381号70頁/
458
神戸地判平30・1・17判タ1453号171頁/
258
神戸地判平30・4・11判時2385号49頁、判
タ1454号111頁/316
盛岡地判平30・4・20判時2382号8頁/
132、391

〔著者略歴〕

井上 元 (いのうえ もと)

1959年生まれ、1985年3月大阪大学法学部卒業、1988年4月弁護士登録（大阪弁
護士会）

OSAKA ベーシック法律事務所

<https://www.o-basic.net/>

〈主要著作〉

〔住民訴訟における形成権の不行使——解除権の行使を怠ることの違法確認請求は
適法か——〕 阪大法学44巻2・3号上巻（1994年11月）

『クレサラ整理実務必携（総集版）』民事法研究会（2010年8月）

『Q&A 任意後見入門』民事法研究会（共著——2013年12月）

住民訴訟の上手な活用法〔第2版〕

2019年3月28日 第1刷発行

定価 本体5,200円＋税

著者 井上 元
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 文唱堂印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

TEL 03-5798-7257 FAX 03-5798-7258（営業）

TEL 03-5798-7277 FAX 03-5798-7278（編集）

<http://www.minjihoho.com> info @ minjihoho.com

著丁・風丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-243-4 C3032 F5200E
カバーデザイン：梅田崇男

《書誌》

【文献番号】	27670463
【文献種別】	判決／金沢地方裁判所（第一審）
【裁判年月日】	昭和43年 5月17日
【事件番号】	昭和39年（行ウ）第9号
【事件名】	損害補填ならびに不当利得返還請求事件
【判示事項】	〔訟務月報〕 1. 地方自治法242条1項の「財産管理」の「財産」には現金が含まれるか 2. 砂防工事のために県知事がすでに支出した公金の支出行為について地方自治法242条の2第1項3号の住民訴訟を提起することができないとされた事例
【要旨】	〔訟務月報〕 地方自治法242条1項の「財産管理」の「財産」には現金は含まれない。
【裁判結果】	一部棄却、一部却下
【裁判官】	至勢忠一 石田恒良 白川好晴
【掲載文献】	訟務月報14巻6号680頁
【参照法令】	行政事件訴訟法42条

《全文》

【文献番号】27670463

損害補填ならびに不当利得返還請求事件
金沢地裁 昭和三九年（行ウ）第九号
昭和四三年五月一七日判決
原告 蒔昭三 外三名
被告 石川県知事 外一名
代理人 川本権祐 外二名

主 文

原告らの被告石川県知事中西陽一に対する訴を却下する。
原告らの被告株式会社金沢ヘルスセンターに対する請求を棄却する。
訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

(省略)

理 由

(被告県知事中西に対する請求について)

地方自治法第二四二条および第二四二条の二の各規定による普通地方公共団体の長若しくは職員に対する違法確認の訴は、同法第二四二条の二第一項第三号、第二四二条第一項に掲げる「当該怠る事実」即ち「違法に公金の賦課もしくは徴収もしくは財産の管理を怠る事実」についてのみ認められていることが明らかであるところ原告の主張によれば、本件訴は、要するに、被告県知事中西は、住民全体に対する公平な行政と防災事業の緩急について公平な施策をする義務があるにもかかわらず、一営利企業にすぎない被告金沢ヘルスセンターの利益のために本件砂防工事をなし、これが工事費につき原告ら主張三の(2)のとおり昭和三九年度の予算を計上し、前記決算額六、三七〇、六〇七円の支払いをなしたので、同法第二四二条の二第一項第三号の規定に基づき、右支払いの違法であることの確認を求める、というにある。

しかしながら、右金員の支払が、前記「公金の賦課もしくは徴収を怠る事実」に該当しないことは明らかであり、また前示「財産の管理」の「財産」には、現金が含まれないことは、同法第二三七条第一項、第二三八条第一項、第二三九条第一項、第二四〇条第一項、第二四一条第一項の各規定に照して明らかであり、さらになされた公金の支出の違法確認を求めることは同法第二四二条の二第一項第三号の規定の予期するところではないので、結局において、被告県知事中西の前記金員の支出行為は、他の訴の対象となり得ることがあるにしても、同法第二四二条の二第一項第三号にいわゆる「怠る事実」の違法確認の訴の対象とはなり得ないものというべきである。

以上のとおり、被告県知事中西に対する本件訴は、不適法であるからこれを却下すべきである。

(被告金沢ヘルスセンターに対する請求について)

一、請求原因一の実事は当事者間に争いが無い。
二、請求原因二の実事のうち、原告がその主張にかかる監査請求をなし、石川県監査委員がその主張のような決定、通知をなした点については、(証拠省略)によりこれを認めることができ、右認定をくつがえすに足る証拠はない。
三、そこで、被告金沢ヘルスセンターについての不当利得の有無につき判断する。

(証拠省略)によれば、本件砂防工事の結果、別紙図面中、朱線でもって表示された位置に、砂防工事の間接工法である流路工が第一ないし第八床止を含めて完成され、J状の横断面を有するコンクリート製の流路が出来上ったこと、被告金沢ヘルスセンターにおいては、右流路の側面コンクリートの上端部にまで同図面表示のように数本の排水管を引き、その経営にかかる水族館、食堂、大浴場、動物園等の下水または汚水を右排水管を通して前記流路に排水していたことを認めることができる。

しかしながら、(証拠省略)によれば、右砂防工事は、卯辰山周辺の砂層、礫層、泥層からなる未固結、軟弱な土質にかんがみ、右工事施行前から浅野川の一小支流として存在していた河川(正規の名称はとくにしていなかったが、右工事に関連して便宜上「東御影川」と名付けられた)への有害な土砂の流入を防止するための砂防工事が必要とされ、その目的のため昭和三八年度から治水のための砂防工事の一環として行われたものであることが認められ、とくに原告ら主張のように被告金沢ヘルスセンターの営業により排出される汚水等の排水路工事のために計画、施行されたと認めるに足る証拠は見当らない。そして、前掲証拠によれば、被告金沢ヘルスセンターとしては本件工事がなされなくとも汚水等の排水そのものについては前記河川を利用することが可能であることが窺われ、本件工事によつて完成した流路によつて特に利益を得たと認めるに足る証拠も見当らない。

そうとすれば、被告金沢ヘルスセンターが右流路に汚水等を排水しこれを利用していることは、単なる結果的ないしは副次的な現象であるにすぎず、同被告が本件工事費を負担すべき理由を見出し難い。以上の認定をくつがえすに足る証拠はない。

したがって、被告金沢ヘルスセンターが本件工事費を負担すべきことを前提とする原告らの同被告に対する請求は、その余の点を判断するまでもなく失当であり、これを棄却すべきものとする。

よつて、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第八九条、第九三条を適用して、主文のとおり判断する。

(裁判官 至勢忠一 石田恒良 白川好晴)

別紙(省略)